

日常生活自立支援事業における不適切な事案に関するお詫びとご報告について

社会福祉法人
石垣市社会福祉協議会
会 長 新田 健夫

この度、本会が沖縄県社会福祉協議会（以下、県社協という）より委託を受けて実施する「日常生活自立支援事業」において、令和元年7月に発覚した不適切な事案について、本事業を利用されている皆様をはじめご家族、関係機関の皆様に対し、心よりお詫びを申し上げますと共に、調査結果についてご報告をさせていただきます。

又、調査に時間を要したことからご報告が遅れましたことを改めてお詫び申し上げます。

【 事案概要 】

令和元年7月に、本会が県社協より委託を受けて実施する「日常生活自立支援事業」（＝判断力の不十分な利用者様の金銭管理支援）において、当会元職員（令和2年3月退職）が担当する利用者45名の方へ不適切な事務処理を行っていたことが発覚致しました。

具体的には、利用者様ご本人の受領の確認署名の不備、領収証等の裏付け資料の未添付、事業所等への預け者の署名不備、決裁未処理が多数確認されました。

以上の点については、一度、令和2年4月に記者会見及び各利用者様へのお手紙を通し、お詫びとご報告をさせていただきました。

また、一部金額については、元職員による私的流用の疑いもあったため、八重山警察署にも告訴状を提出して捜査を依頼しました。

その後も、当会としてできる限りの調査を行うべく、県社協と共同で元職員が担当していた平成26年度～令和元年7月迄の5年3カ月間の45名の利用者様に関する書類について調査を致しました。（別紙「本件の経過」参照）

【 調査結果 】

- 1) 調査対象期間：平成26年度～令和元年7月（5年3カ月分）
- 2) 調査対象利用者：45名
- 3) 書類不備状況
 - ①金銭管理票（＝現金出入の際に作成する書類）不備：2,563件
 - ②ケース記録（＝支援内容や状況についての記録）不備：2,562件
 - ③利用者ご本人及び預け先者の受領・確認署名不備：1,613件
 - ④領収書の裏付け資料の未添付不備：1,167件
 - ⑤決裁未処理：2,899件

上記不備書類の内、④について、当会より支払いの有無について支払い先へ照会を行った結果、924件（87.2%）は支払い済みの確認がとれたものの（確認のとれなかったものは移

転や書類廃棄済等でした)、①～③については確認の術がなく調査不能となっています。

受領を確認する書面が現存しない支払額を単純に合計すると、24,417,396 円になります。

ただし、そのうち、現実に受領されなかった金額（元職員による私的流用の可能性のある金額）はごく一部と思われるところ、当会の調査能力にも限界があるため、八重山警察署に捜査を依頼しているところです。

【 事案発生の主な原因について 】

- 1) 当該担当職員は、専門員という立場で責任のある業務に従事していながら、事務処理上、必須書類である金銭管理票、ケース記録について、システム上は入力しているものの書票の出力、支出の根拠となる受領署名や領収書等の証憑書類の整備といった基本的な事務及び事務決裁手続きを怠っていた。
- 2) 金銭管理票（日報）と月報を別々に決裁を受ける等、業務の確認方法が不十分で、チェック機能が果たされていなかった。
- 3) 通帳、印鑑等の管理について担当専門員任せになっていた。
- 4) 利用者支援に関する報告、相談体制が組織内で確立されていなかった。
- 5) 多い時で75名前後の利用契約者数に対し、専門員2名体制で対応しており、又、利用者の直接支援を行う生活支援員も不足していた為、業務過多になっていた。

【 再発防止策について 】

調査結果及び本事案発生の主な原因について検証した上で、県社協や弁護士等の指導を受け、下記の通り再発防止、チェック体制等の強化に取り組んでおります。

1) 上記事案発生の原因1)を踏まえた再発防止策

本事業の事務処理状況の確認職員を3名体制から5名体制とし、金銭管理票、ケース記録、月報等関係書類のチェック体制の強化を図っています。又、利用者全員について月報の提出状況の確認作業を徹底し、改善を図っています。（令和2年7月から実施）

2) 事案発生の原因2)を踏まえた再発防止策

日々の支援後、システムへの支援内容の入力及び担当者からの金銭管理票、月報の提出期限を設定し、金銭管理票及びケース記録の決裁は支援日の翌日まで、又、月報の決裁については当月分を翌月末までに受けるよう義務付けし、局長管理のもと提出状況の把握を徹底しています。（令和2年7月から実施）

3) 事案発生の原因3)を踏まえた再発防止策

利用者の通帳及び印鑑の保管金庫の鍵は、その都度、局長のもと職員は受け戻しをするように取り扱うと共に、金庫からの出し入れを専門員以外の正職員2名が行うこととし、専門員は金庫室へ立ち入らないことを徹底し、金庫取扱い者を明確にしています。又、関係書類を保管している書類保管室を施錠し、管理強化を図っています。（令和2年7月から実施）

4) 事案発生の原因4)を踏まえた再発防止策

担当職員が孤立しない様、専門員及び生活支援員、正職員参加の下、ケース検討会議等の開催、課題共有を図るとともに、県社協の示す同事業の業務マニュアルについて遵守するよう徹底しています。（令和2年10月から実施）

5) 事案発生の原因5)を踏まえた再発防止策

同事業について、令和2年度より専門員2名から3名体制に増員し、業務負担の軽減を図っています。(令和2年7月から実施)

6) その他の再発防止策

管理体制の点検に関し、社協全体の現金を取り扱う事業について、日常生活自立支援事業同様、全職員のコンプライアンスについて周知徹底を図っています。

【利用者様への今後の対応について】

元職員が担当していた利用者様への今後の対応につきましては、弁護士及び県社協とも協議の結果、下記のとおり対応していく予定です。

記

1) 本事業利用者様への弁償

上記のように、不備書類が多数存在し、受領を確認する書面が現存しない支払も存在し、元職員が私的利用した可能性もあることを真摯に受け止め、当会としては各利用者様に対し、今回の経緯について個別に謝罪し、ご説明申し上げると共に、しかるべき弁償をさせていただきます。

具体的には、上記調査結果や当会の社会的責任、弁護士等の専門家の意見も踏まえ、受領を確認する書面が現存しない支払総額の半額である12,208,698円を、各利用者様に按分して弁償させていただく予定です。

尚、平成26年度からの受領を確認する書面が現存しない支払総額は高額に及びます。ただ、仮に、その全額が受領されていなかったならば、平成26年当時から、各利用者様や関係支払先から未払いの苦情が多く寄せられていたはずですが、実際には、未払いの苦情が寄せられることは無く、その結果、令和元年まで本件が発覚しませんでした。又、依頼した弁護士からの元職員への聞き取り等からも、元職員に借金や浪費の兆候は見られておりません。

したがって、支払や受領を証する書類は不備であったとしても、実際に支払が無かったケースはごく一部と思われます(もちろん、書類が不備であること自体について、重大な責任があることは言うまでもなく、繰り返し謝罪させていただいているとおります)。

よって、弁護士等の専門家の意見を踏まえ、各利用者様に与えた損害額は、どんなに多くとも受領を確認する書面が現存しない支払総額の半額に満たないと考え、上記弁償を行うことと致しました。

尚、今後、警察の捜査等に基づき、同額を超える私的流用の事実が判明した場合は、改めて対応を検討の上、ご報告させていただきます。

2) 対応スケジュール(予定)

理事会、評議員会(令和4年2月中旬頃開催予定)後、契約中の利用者様から順次、個別にお詫びと、経緯及び弁償について丁寧にご説明をさせていただきます。すでに解約されている利用者様や、亡くなられている利用者様のご家族にも、同様に丁寧にご説明、弁償をさせていただく予定です。

【 本件の経過 】

- 令和元年7月9日(火) 県社協実施状況調査(現地調査)により、本件が発覚。
- 令和元年8月15日(木) 書類不備が判明した利用者複数名の状況を調査し、県社協へ報告。
- 令和元年10月3日(木) 県社協より2回目の現地調査及び関係職員への聞き取りを実施。
- 令和2年2月4日(火) 臨時理事会にて理事へ本件及び調査結果について報告。
- 令和2年3月11日(水) 平成30年度の事務処理状況についての調査を実施。
- 令和2年3月25日(水) 元職員を懲戒処分(停職3ヵ月)とする。当該職員は3月末日退職。
- 令和2年4月7日(火) 利用者及び関係機関へ石垣市社協、県社協より文書にて報告、謝罪。
- 令和2年4月9日(木) 八重山警察署宛て元職員に対する告訴状を提出。
- 令和2年4月10日(金) 石垣市社協、県社協共同により記者会見を開催し概要について説明。
- 令和2年6月11日(木) 理事会へ状況報告。
- 令和2年6月25日(木) 評議員会へ状況報告。
- 令和2年6月30日(火) 過年度分(平成26年度～平成30年度)の不適切支援及び事務処理状況
～8月4日(火) について調査を実施。
- 令和2年8月5日(水) 過年度分(平成26年度～平成30年度)の調査において支払い先が明確
～8月28日(金) な事業所、関係機関へ支払いの有無の照会・確認作業を実施。
- 令和2年9月23日(水) 県社協より3回目の実地状況調査を実施し、平成26年度分、平成27年
～9月24日(木) 度の一部の関係書類について確認作業実施。
- 令和2年10月16日(金) 県社協宛て過年度分(平成27年度分の一部及び平成28～平成30年度
～12月24日(木) 分)の調査関係書類一式を送付し、県社協職員による確認作業実施。
- 令和3年1月12日(火) 県社協から返送された過年度分(平成27年度～平成30年度分)の指摘
～2月9日(火) 事項の確認、調査取りまとめ作業を実施。
- 令和3年2月9日(火) 支払い先が明確な事業所、関係機関へ支払いの有無の再照会・確認作業
～2月24日(水) を実施。
- 令和3年3月15日(月) 理事会へ調査結果を報告。
- 令和3年3月16日(火) 令和元年度分の不適切支援及び事務処理状況について追加調査実施。
～3月22日(月)
- 令和3年3月18日(木) 県社協、県福祉政策課による実地状況調査を実施。
- 令和3年4月2日(金) 石垣市福祉部及び市主管課へ本件概要、再発防止策について報告。
- 令和3年4月2日(金) 県社協宛て令和元年度分の調査関係書類一式を送付し、県社協職員によ
～4月21日(水) る確認作業実施。
- 令和3年4月23日(金) 県社協から返送された令和元年度分の指摘事項の確認、調査取りまとめ
～4月30日(金) 作業を実施。
- 令和3年5月10日(月) 令和元年度分の支払い先への支払いの有無の再照会、取りまとめ作業を
～5月21日(金) 実施。
- 令和3年5月31日(月) 理事会へ調査結果を報告。対応について協議。
- 令和3年6月11日(金) 弁護士へ本件対応について依頼。(以後、定期的に打ち合わせ)
- 令和3年8月7日(土) 県社協と対応会議(オンライン)
- 令和3年11月6日(土) 県社協と対応会議(オンライン)
- 令和3年11月19日(金) 理事会へ状況報告。利用者への弁済について協議。

令和3年11月26日(金) 県社協へ上記について報告。

令和4年1月14日(金) 元職員と双方弁護士を通して利用者への弁済について合意。

令和4年1月19日(水) 県社協より利用者への弁済について回答受理。